

京都市告示第 81 号

平成 23 年 8 月 19 日付けで認可した栗栖町町内会，平成 16 年 2 月 17 日付けで認可した上黒田町内会について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 29 年 4 月 18 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 栗栖町町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市北区紫竹栗栖町 3 1 番地の 2	京都市北区紫竹栗栖町 2 9 番地の 2 1

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
宮川 和久	小林 久仁嘉

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市北区紫竹栗栖町 3 1 番地の 2	京都市北区紫竹栗栖町 2 9 番地の 2 1

2 上黒田町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
仲野 正之	和田 輝夫

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区京北上黒田町草原 2 3	京都市右京区京北上黒田町川間 2 8

(文化市民局地域自治推進室)